

75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業実施要綱

令和7年3月28日

保健医療部長決裁

1 目 的

この事業は、75歳以上の搬送困難患者について積極的な受入れを行う意思表示を示した医療機関が当該患者を受け入れた場合に補助金を交付し、円滑な搬送・受入れにつなげることを目的とする。

2 事業の実施主体

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき救急病院等の認定を受けた県内の医療機関のうち、あらかじめ75歳以上の重症救急患者の積極的な受入れを意思表示した医療機関とする。

3 事業の内容

2に記載の医療機関が、消防機関からの受入要請があった場合に、75歳以上の重症救急患者を受入要請3回目以内に受け入れる。

4 経費の負担等

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。